

海上輸送の安全にかかわる情報
(令和5年度)

国土交通省海事局

はじめに

本報告書は、「海上運送法第19条の2の2」及び「内航海運業法第21条」に基づき、令和5年度の輸送の安全にかかわる情報を公表するものです。

事業者の安全に係る事項の透明性を向上させ、事業者の「輸送の安全の確保」に対する意識を高め、海上輸送の安全の確保を図ることを目的としております。

目 次

1	事故及び運航管理監査の状況	
(1)	船舶事故の発生状況	1
(2)	船種別事故の発生状況	2
(3)	運航管理監査の実施状況	4
2	安全確保命令に係る事項	6
3	行政指導に係る事項	19

1 事故及び運航管理監査の状況

(1) 船舶事故の発生状況

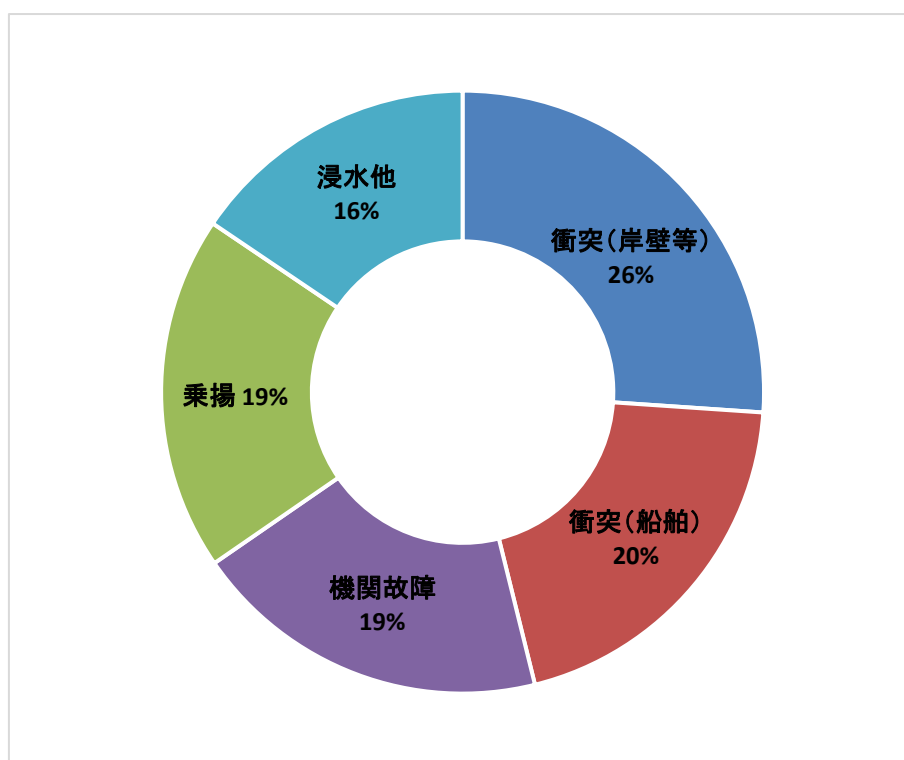
令和5年度に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者から報告された事故の発生件数は、対前年度比4件（約3%）増の157件となりました。

事故種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）では、「衝突（岸壁等）」が全体の約26%を占めており、以下、「衝突（船舶）」が約20%、「乗揚」及び「機関故障」がそれぞれ約19%となっています。

（件）

事故種類別	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	3年間の 合計
衝突(岸壁等)	38	37	41	116
衝突(船舶)	24	43	20	87
乗揚	21	30	35	86
機関故障	28	21	35	84
油流出	6	11	1	18
浸水	4	1	9	14
火災	2	3	5	10
沈没	2	3	1	6
漂流	2	0	2	4
その他	8	4	8	20
合計	135	153	157	445

事故種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



(2) 船種別事故の発生状況

① 旅客船

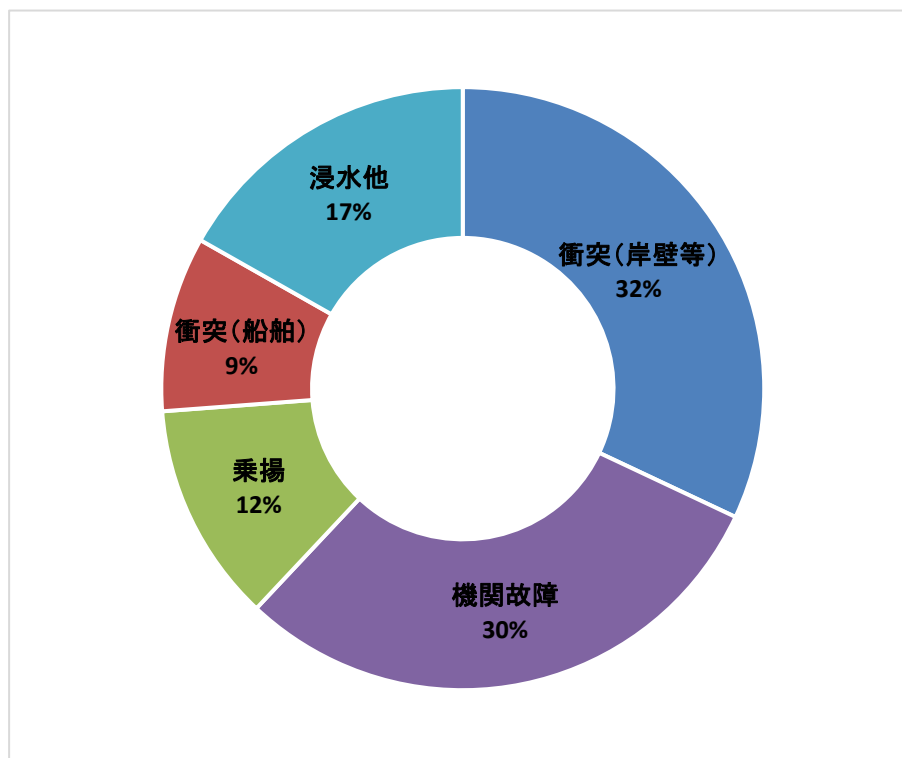
令和5年度の旅客船の事故の発生件数は、対前年度比42件（90%）増の89件となりました。

事故種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）をみると、「衝突（岸壁等）」が約32%、「機関故障」が約30%、「乗揚」が約12%、「衝突（船舶）」が約9%となっています。

（件）

事故種類別	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	3年間の 合計
衝突(岸壁等)	22	16	28	66
機関故障	21	11	29	61
乗揚	6	7	11	24
衝突(船舶)	7	6	6	19
浸水	2	1	6	9
火災	2	2	2	6
油流出	3	1	0	4
漂流	2	0	1	3
沈没	0	1	0	1
その他	6	2	6	14
合計	71	47	89	207

旅客船の事故種類別の割合（直近過去3ヶ年平均）



② 貨物船

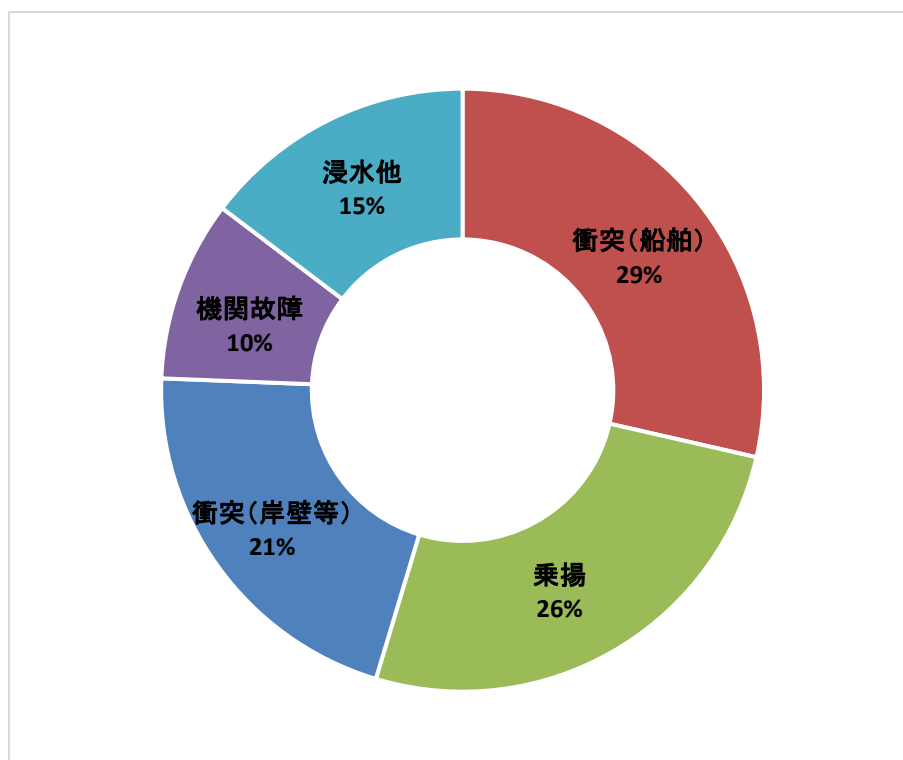
令和５年度の貨物船の事故の発生件数は、対前年度比３８件（約３６％）減の６８件となりました。

事故種類別の割合（直近過去３ヶ年平均）をみると、「衝突（船舶）」が約２９％、「乗揚」が約２６％、「衝突（岸壁等）」が約２１％、「機関故障」が約１０％を占めています。

（件）

事故種類別	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	３年間の 合計
衝突（船舶）	17	37	14	68
乗揚	15	23	24	62
衝突（岸壁等）	16	21	13	50
機関故障	7	10	6	23
油流出	3	10	1	14
沈没	2	2	1	5
浸水	2	0	3	5
火災	0	1	3	4
漂流	0	0	1	1
その他	2	2	2	6
合計	64	106	68	238

貨物船の事故種類別の割合（直近過去３ヶ年平均）



(3) 運航管理監査の実施状況

令和5年度は、旅客船及び貨物船の船舶運航事業者の船舶及び事業場に対して3,898件の運航管理監査を実施しました。

監査の結果、行政処分又は行政指導を行った事業者は36事業者であり、うち12事業者については、行政処分を行いました。

運航管理監査の実施件数

(件)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
監査実施件数 (うち事故発生時等の監査実施件数(注①))	1,371 (53)	2,016 (77)	3,898 (73)

注①：事故発生時等に緊急に行われる監査を実施した件数

運航管理監査における行政処分等の件数

(件)

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
行政処分	事業許可取消	0	1	0
	事業停止命令	0	1	0
	安全確保命令	3	7	12
行政指導		14	23	24

令和5年度の運航管理監査における行政処分等によって講じさせた
改善措置等の内訳（注②）

		安全確保 命令	行政指導
輸送の安全を確保する ための事業運営方針に 関するもの	安全方針、安全重点 施策に関するもの	1	0
	関係法令等の遵守に 関するもの	8	5
輸送の安全を確保する ための事業管理体制に 関するもの	組織体制等、事業者 管理体制に関するもの	22	43
	経営責任者の責務に 関するもの	10	14
輸送の安全を確保する ための事業管理方法に 関するもの	船舶の運航管理に 関するもの	37	41
	事故、災害等に係る 対応に関するもの	4	17
	安全教育、訓練に 関するもの	23	29
	その他	4	10
事業法の規定（上記安全管理規程以外）に 関するもの		0	0
合計		109	159

注②：行政処分等を行う場合は、1件の行政処分等につき、複数の改善措置を事業者
に講じさせる場合もあることから、行政処分等の件数と処分等によって講じさせた
改善措置等の内訳の合計値は一致しない。

※ 国土交通省では、適切な船舶の運航管理を通じ、旅客船及び貨物船の輸送の安全を確保
するため、全国62箇所の地方運輸局等に配置されている運航労務監理官が、通常時から定
期的に海上運送法及び内航海運業法に基づき、船舶運航事業者等に対してその業務に関す
る報告を求めるほか、船舶運航事業者等が運航する船舶及び事業場に対して運航管理監査
を実施しています。

特に、船舶事故が発生した場合等には、海上保安庁等と連携しつつ、迅速に特別監査と
称する運航管理監査を実施し、海上運送法又は内航海運業法の違反の有無の確認等を行
い、安全管理体制の再構築や運航管理の徹底等のため、法令に基づく関係者の処分や指導
など再発防止に努めています。

2 安全確保命令に係る事項

令和５年度は、「輸送の安全を阻害している事実がある」と認められた旅客船を運航する１０事業者及び貨物船を運航する２事業者に対して、海上運送法第１９条第２項又は内航海運業法第２０条第１項に基づき、「輸送の安全を確保するため必要な措置」をとるよう命令を発し、改善措置が講じられたことを確認しました。

これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案１ 旅客船において、船舶の運航に必要な法定職員（機関長）が乗船していない事案

事業者： 五島旅客船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日： 令和５年６月１６日
所管局： 九州運輸局

【概要】

令和４年６月３０日、長崎県長崎市の一般旅客定期航路「郷ノ首～福江航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同年２月７日から同年４月５日にかけて、旅客船「ニューたいよう」（１０２トン）が、船舶職員及び小型船舶操縦者法で定められた法定職員（機関長）を乗船させずに運航していたこと等を確認した。

【命令内容】

- 安全統括管理者兼運航管理者である経営トップは、安全管理規程第１７条及び第１８条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第５１条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
- 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第４条に基づき、輸送の安全を確保するために、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等の遵守について、主体的に関与し、貴社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
- 安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- 運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
- 運航管理者は、安全管理規程第２２条に基づき、運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然発生的性質等について、その安全性を検討すること。
- 運航管理者は、安全管理規程第２３条に基づき、配乗計画を作成又は改

- 定する場合は、法定職員並びに法定職員以外の乗組員及び予備員が適切に確保されているか等について、その安全性を検討すること。
7. 安全統括管理者兼運航管理者である経営トップは、安全管理規程第51条に基づき、運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者等に対し、安全管理規程、船舶職員及び小型船舶操縦者法等の関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図ること。
 8. 運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。
 9. 安全統括管理者兼運航管理者である経営トップは、安全管理規程第55条に基づき、「自己チェックリスト」等を参考に、関係者ととともに、年1回以上、自身の責務遂行状況や安全への取組み全般にわたり内部監査を行うこと。
 10. 経営トップは、5. 及び6. にかかる安全性の検討について、安全管理規程第21条第3項に基づき、関係責任者の意見を参考のうえ、実情を踏まえた手順となるよう安全管理規程の見直しを行い、速やかに九州運輸局に届け出ること。

事案2 旅客船が船舶安全法に基づく臨時検査を受検せずに運航していた事案

事業者 : JR九州高速船株式会社（対外旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和5年6月23日
所管局 : 海事局（国土交通本省）

【概要】

令和5年2月15日、福岡県福岡市の対外旅客定期航路「博多～釜山航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「QUEEN BEETLE」（2,589トン）が、船舶安全法に基づく臨時検査の受検義務が生じていたにもかかわらず、未受検の状態で航行の用に供していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第54条及び第55条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等についての具体的な安全教育及び社長の支援を得た事故に係る訓練を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
2. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第5条に基づき、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係法令並びに安全管理規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじ

- め、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理その他船舶による輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめ、海事法令及び安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船長と協力して、船舶の運航その他船舶による輸送の安全を確保すること。
 5. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第23条に基づき、船舶の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、協議により、運航休止等の運航計画の臨時変更の措置をとること。
 6. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第29条に基づき、協議の結果等を記録すること。
 7. 船長は、安全管理規程第35条に基づき、法令の定めるところにより、発航前に適切な検査をすること。また、異常を発見したときは、直ちに、運航管理者に異常のある箇所及びその状況並びにそれに対して講じた措置を報告すること。
 8. 船長は、安全管理規程第46条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故等の拡大防止のための措置等必要な措置を講じるとともに、事故等の状況及び講じた措置を、速やかに、運航管理者及び海上保安官署等に連絡すること。
 9. 安全統括管理者（運航管理者）は、安全管理規程第48条に基づき、事故等の発生を知ったときは、社長へ速報すること。また、社長及び安全統括管理者は、事故等の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じること。
 10. 運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、事故等の発生を知ったときは、速やかに国土交通省及び海上保安庁にその概要及び事故等の処理の状況を報告すること。
 11. 安全統括管理者は、海上運送法第19条の2の3及び安全管理規程第61条に基づき、輸送の安全に係る情報（安全管理規程、安全重点施策）を、適時、外部に対して公表すること。

事案3 旅客船において、運航の可否判断が適切に行われていない事案

事業者 : 名鉄海上観光船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和5年6月27日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和5年2月21日午後5時頃、愛知県知多郡南知多町の一般旅客定期航路「篠島～日間賀島～河和」において、乗組員2名、乗客7名を乗せた旅客船「はやぶさ2」（68トン）が、愛知県知多半島沖を航行中、船首右舷ガラスが破損し、破損部より海水が流入した。乗客等に怪我は無かった。

【命令内容】

1. 経営トップは、事案の再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底すること等について、主体的に関与し、安全マネジメント体制を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第52条に基づき、関係法令及び安全管理規程について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
5. 船長は、安全管理規程第24条に基づき、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。また、船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するとともに、船長及び運航管理者は、運航中止に係る協議において、両者の意見が異なるときは、運航を中止すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第25条に基づき、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長に対して、運航中止を指示すること。また、運航管理者は、いかなる場合においても、船長に対して、発航等を促さないこと。
7. 経営トップ又は安全統括管理者は、安全管理規程第26条に基づき、運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合は、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促すこと。
8. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断の協議の結果等を適切に記録すること。
9. 運航管理者は、安全管理規程第29条に基づき、気象・海象に関する情報を把握し、必要に応じ、船長に連絡すること。
10. 船長は、安全管理規程第30条に基づき、把握した気象・海象に関する情報を、必要に応じ、運航管理者に連絡すること。
11. 船長は、安全管理規程第37条に基づき、作業基準に従い、乗組員に旅客室等を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させること。

事案4 貨物船が他船に衝突した事故及び船舶の運航に必要な法定職員（機関長）が乗船していない事案

事業者： 盛徳海運建設株式会社（内航海運業）

発出年月日： 令和 5 年 8 月 3 日

所管局： 中部運輸局

【概要】

令和 5 年 2 月 2 日午後 7 時頃、乗組員 5 名で、石灰石を積載した貨物船「せいりゅう」（716 トン）が、愛媛県来島海峡付近を航行中、他船に衝突した。本船の乗組員 1 名が死亡、1 名が行方不明となった。

内航海運業法に基づく監査を実施したところ、船舶職員及び小型船舶操縦者法で定められた法定職員（機関長）が乗船していないこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、事案の再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するため、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船舶所有者等と協力して輸送の安全を図ること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 21 条に基づき、運航計画又は配船計画を作成又は改正する場合は、乗組員の適切な労働時間など安全性の確保等について検討すること。また、運航管理者は、乗組員の適切な労働時間について、船舶所有者等を通じて確認すること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 22 条に基づき、船舶所有者等が作成又は改定した配乗計画について、適切なものとなっているかを確認し、支障があると認められる場合は、船舶所有者等に対して配乗計画を改定するよう助言すること。
6. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 47 条に基づき、船舶所有者等および乗組員等に対し、安全管理規程、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第 50 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 49 条に基づき、経営トップの支援を得て年 1 回以上事故処理に関する訓練を実施するよう適切に措置するとともに、運航管理者は、同規程第 50 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。

事案 5 旅客船において、乗下船する旅客の誘導を行う船内作業員が配置されていない事案

事業者 : 瀬戸内町（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和５年９月１１日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和４年１２月３日午前８時頃、鹿児島県瀬戸内町の一般旅客定期航路「瀬相～古仁屋～生間」において、フェリー「かけろま」（１９７トン）が、古仁屋港接岸後、下船中の旅客が転倒する事故が発生した。乗客１名が負傷した。

【命令内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第１６条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、船舶の運航管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。
3. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第１６条及び第１７条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、同規程第４９条に基づき、乗組員に対し、関係法令及び安全管理規程等について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第５２条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
4. 船長は、安全管理規程第３１条及び作業基準第２条に基づき、船内作業員を適切に配置すること。
5. 船長は、安全管理規程第３３条、作業基準第４条及び第１９条に基づき、船内作業指揮者の指揮の下、船内作業員に適切な旅客の下船に係る作業を実施させること。

事案６ 旅客船が岸壁に接触した事故

事業者 : 株式会社ブルームーンマリーン（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和５年１１月１５日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和５年４月４日１８時頃、東京都港区の旅客不定期航路「東京湾内周遊」において、乗組員９名（サービススタッフ７名を含む）、乗客１１４名を乗せた旅客船「Celebrity Cruise II」（１４５トン）が、晴海ふ頭付近を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、本船左舷後方部が晴海ふ頭岸壁に接触した。乗客等に怪我は無かった。

【命令内容】

1. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、同規程第46条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等についての理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
2. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図るとともに、船内作業員を指揮監督すること。
5. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第27条及び運航基準第5条に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置等について確実に記録すること。
6. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び作業基準第4条に基づき、出航前に、乗船した旅客数の把握を確実にすること。
7. 安全統括管理者は、安全管理規程第35条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を確実に構築すること。
8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第46条に基づき、運航管理補助者等に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第48条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年1回以上実施するとともに、運航管理者は、同規程第48条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
10. 船長は、運航基準第11条に基づき、入港連絡等を確実に実施すること。

事案7 旅客船が基準経路を逸脱し、暗礁に乗り揚げた事故

事業者 : 有限会社安栄観光（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年2月21日
所管局 : 内閣府沖縄総合事務局

【概要】

令和5年9月18日13時頃、沖縄県石垣市の一般旅客定期航路「石垣～大原航路」において、乗組員3名、旅客29名を乗せた旅客船「うみかじ2」

(120トン)が、同県竹富島沖を航行中、基準経路から逸脱して航行し、暗礁に乗り揚げた。乗客等に怪我は無かった。

【命令内容】

1. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、同規定第50条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等についての理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
2. 経営トップは、事案の再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底すること等について、主体的に関与し、安全マネジメント体制を適切に運営すること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
また、基準経路の遵守を確実にするための具体的な措置を講じること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第22条及び第23条に基づき、運航計画、配船計画及び配乗計画の作成にあたって、船員の労働時間が法令で定めた上限を超過しないよう考慮するなど、その安全性の確保について検討すること。
また、安全対策が実施されるまでの間、法令順守を前提とした減便を行うなど必要な対策を実施すること。
5. 船長は、安全管理規程第31条及び運航基準第11条に基づき、入港した時は、必ず運航管理者に連絡すること。

事案8 貨物船が他船に衝突した事故及び船舶の運航に必要な法定職員（機関長）が乗船していない事案

事業者 : 日本塩回送株式会社（内航海運業）
発出年月日 : 令和6年2月27日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和5年3月2日午前7時頃、乗組員4名を乗せた貨物船「みさき丸」（285トン）が、神奈川県川崎市東扇島沖を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、他船に衝突した。乗組員に怪我は無かった。

内航海運業法に基づく監査を実施したところ、船舶職員及び小型船舶操縦者法で定められた法定職員（機関長）が乗船していないこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則

- の徹底について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
 3. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
 4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
 5. 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、自社の責任において、船舶所有者が作成又は改定する配乗計画について、法定職員及び航海当直体制が適切であるか確認し、支障があると認められる場合は、船舶所有者等に対して配乗計画を改定するよう助言すること。
 6. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び運航基準第5条に基づき、自社の責任において、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置等について確実に記録すること。
 7. 安全統括管理者等は、安全管理規程第35条に基づき、自社の責任において、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を確実に構築すること。
 8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、自社の責任において、運航管理補助者等に対する輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施するとともに、同規程第50条に基づき、運航管理者にその概要を記録簿に記録させること。
 9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を年1回以上実施するとともに、同規程第50条に基づき、運航管理者にその概要を記録簿に記録させること。

事案9 旅客船において、運航の可否判断が適切に行われていない事案

事業者 : 東京都観光汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年3月18日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和5年9月28日午後4時頃、東京都台東区の一般旅客定期航路「浅草～日の出航路」において、乗組員2名、乗客101名を乗せた旅客船「道灌」（148トン）が、同都隅田川を航行中、潮位の上昇により永代橋の横桁に接触した。乗客等に怪我は無かった。

【命令内容】

1. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図るとともに、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
また、運航基準第2条及び第3条に規定されている潮位に係る発航及び基準運航の可否判断基準「航路筋の各橋梁下と船上の空間が20cm未満」が実効的に運用できるよう、橋梁ごとに運航中止となる潮位の限界値を安全管理規程等に明記する等の適切な措置をとること。
2. 船長は、安全管理規程第24条に基づき、発航前及び基準航行中に適時、運航の可否判断を行い、運航中止となる潮位の限界値に達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。また、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議すること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第25条に基づき、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長に対して運航中止等の措置を指示すること。
4. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、特定の乗組員に対し、安全管理規程、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、安全教育を定期的実施すること。

事案10 旅客船が岸壁及び他船に衝突した事故

事業者 : 株式会社大洋
(特定の範囲の人の運送をする内航不定期航路事業)
発出年月日 : 令和6年3月25日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和5年5月5日午後6時頃、鹿児島県西之表市の特定の範囲の人の運送をする内航不定期航路「住吉漁港・下能野漁港～葉山漁港航路」において、乗組員6名、乗客40名を乗せた旅客船「馬毛島3号」(19トン)が、機関の不具合により、住吉漁港において岸壁及び他船に衝突した。乗客等に怪我は無かった。

【命令内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令と安全管理規程等の遵守、今般の事故再発防止策の策定を含む重大な事故等に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、自らの責務を再認識するとともに、安全管理規程第17条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。
3. 運航管理者は、自らの責務を再認識するとともに、安全管理規程第18

- 条に基づき、船舶の運管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
4. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、同規程第50条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等についての理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
 5. 運航管理者は、安全管理規程第21条、第22条に基づき、運航する船舶の運航計画、配船計画及び船員の配乗計画について主体的に関与し、その安全性について検討するとともに、関係法令等の遵守を確実にすること。
 6. 安全統括管理者等は、安全管理規程第38条に基づき、アルコール検知器を用いた検査体制を早急に構築し、検査の実施及びその結果の記録を行うこと。
 7. 船長は、安全管理規程第40条に基づき、船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じた場合には、直ちに運航管理者に報告するとともに、運航継続の可否を含め、対応を協議すること。
 8. 運航管理補助者は、安全管理規程第41条に基づき、陸上施設について点検簿に基づいた点検を実施し、結果を記録すること。
 9. 船長は、安全管理規程第42条、第43条及び、事故処理基準第6条に基づき、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保を最優先とし、事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭に置き、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講じること。
 10. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、運航管理補助者、乗組員、陸上作業員、安全管理要員等に対し、関係法令等及び安全管理規程について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図ること。
 11. 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、実施した安全教育及び事故処理に関する訓練の概要を記録簿に記録すること。
 12. 船長は、運航基準第12条に基づき、入港着岸前、岸壁手前100～300m等、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施すること。

事案11 フェリーが最大搭載人員を超えた旅客を乗せて運航した事案

事業者 : 五島汽船協業組合（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年3月28日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和5年3月16日、長崎県五島市の人の運送をする不定期航路「長崎～福江航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、令和4年

11月15日、フェリー「さくらⅡ」（883トン）が、長崎港から福江港へ入港するまでの間、船舶安全法に基づく船舶検査証書に定められた最大搭載人員（旅客12名まで）を超える14名の旅客を乗せていたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、貴組合全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第51条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等の理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
3. 経営トップは、安全管理規程第6条及び第7条に基づき、自らが主体的に関与して安全方針を設定、周知するとともに安全方針に沿った安全重点施策を策定し実施すること。
4. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第28条に基づき、出港前までに乗船した旅客数及び車両数を船長に連絡すること。
7. 安全統括管理者（運航管理者）は、安全管理規程第50条に基づき、職員に対し、安全管理規程の内容や関係法令その他輸送の安全を確保するために必要な事項の安全教育を定期的を実施すること。
8. 安全統括管理者（運航管理者）は、安全管理規程第52条に基づき、経営トップの支援を得て、年1回以上、事故を想定した事故処理に関する訓練を計画の上実施すること。
9. 運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、安全教育・操練・訓練に関する記録を行うこと。
10. 経営トップ及び安全統括管理者は、内部監査の実施体制を構築すること。また、内部監査を実施する者は、安全管理規程第54条に基づき、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況など、安全マネジメント全般にわたり内部監査を実施すること。
11. 作業基準第8条及び第12条について、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者等が、出港前に旅客数が旅客定員を超えていないことを確認するとともに、船内作業指揮者等が、積込み作業等の終了後、出港前に乗船旅客数及び搭載車両数を速やかに船長に報告する仕組みを構築すること。

事案 1 2 旅客船が船舶安全法に基づく臨時検査を受検せずに運航していた
事案

事業者 : 九州商船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 3 月 2 8 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 5 年 8 月 3 0 日、長崎県長崎市の一般旅客定期航路「長崎～五島航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、同年 4 月 1 7 日から同年 7 月 2 1 日までの間、旅客船「ぺがさす」（1 6 3 トン）が、船舶安全法に基づく臨時検査の受検義務が生じていたにもかかわらず、未受検の状態で行航の用に供していたこと等を確認した。

【命令内容】

1. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等の遵守について、主体的に関与し、貴社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 1 7 条及び第 1 8 条に基づく自らの責を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第 5 1 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令、安全管理規程及びその他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全マネジメント態勢の維持に必要な情報伝達およびコミュニケーションを確保すること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
5. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 2 4 条に基づき、船舶の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、協議により、運航休止等の運航計画の臨時変更の措置をとること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 4 1 条第 3 項に基づき、船長や船舶メンテナンス担当者等から船舶の異常やそれに対する修復整備状況に関して報告を受けたときには、直ちにその措置に対する安全上の検討を行い、必要に応じて修復整備を求めること。
7. 内部監査を行う者は、安全管理規程第 5 5 条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年 1 回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を実施し、その内容を記録すること。

3 行政指導に係る事項

令和5年度は、事故等を起こした24事業者に対して、輸送の安全確保に向け、再発防止のための指導文書を発し、改善措置が講じられたことを確認しました。

これら事案の概要については、以下のとおりです。

事案1 旅客船が岸壁に衝突した事故及び入港の可否判断が適切に行われていない事案

事業者 : 粟島汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和5年4月11日
所管局 : 北陸信越運輸局

【概要】

令和4年11月13日午後5時頃、新潟県村上市の一般旅客定期航路「岩船～粟島航路」において、乗組員10名、乗客21名を乗せたフェリー「ニューあわしま」（654トン）が、粟島港への着岸時、突風により船体が圧流され、岸壁に衝突した。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第29条及び運航基準第4条の2に基づき、運航の可否判断の協議結果（気象、海象が運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置についての判断理由）等を記録すること。
2. 船長は、安全管理規程第25条及び運航基準第4条に基づき、気象、海象の状況によらず、常時入港の可否判断を行うこと。その際、入港予定地港内の気象、海象に関する情報を確認すること。
3. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、運航管理補助者等に対して、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その概要を記録簿に記録すること。
4. 経営トップは、事案に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
5. 経営トップは、安全管理規程第21条第2項に基づき、輸送の安全を確保するため、関係責任者の意見を参考として、実情を踏まえた安全管理規程の変更が必要な事項を検討のうえ、見直した安全管理規程を速やかに届け出ること。
6. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

7. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。

事案2 遊覧船が機関停止し、航行不能となった事故

事業者 : 山陰観光開発株式会社（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和5年5月16日
所管局 : 中国運輸局

【概要】

令和4年12月13日午前9時頃、島根県隠岐の島町の人の運送をする不定期航路「八尾川周遊かっぱ遊覧航路」において、乗組員2名、乗客9名を乗せた遊覧船「しげさ丸」（1.7トン）が、西郷湾内において、機関停止により航行不能となった。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、安全管理規程の遵守、重大な事故等に対する確実な対応等について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程等について理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、運航管理者はその概要を記録簿に記録すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。
4. 運航管理者は安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
5. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条及び運航基準第4条の2に基づき、運航の可否判断及び協議の結果等を記録すること。
6. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第37条及び作業基準第10条に基づき、旅客等の遵守すべき事項について船内の旅客が見やすい場所に掲示すること。
7. 運航管理者は、安全管理規程第48条及び事故処理基準第4条第3項に基づき、事故発生時、速やかに運輸局等にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。

事案3 フェリーが栈橋に衝突した事故

事業者 : 共同フェリー株式会社（一般旅客定期航路事業）

発出年月日： 令和5年5月29日

所管局： 九州運輸局

【概要】

令和4年8月24日午前8時頃、熊本県天草市の一般旅客定期航路「御所浦～棚底・大道航路」において、乗組員3名、乗客10名を乗せたフェリー「ごしょうら」（132トン）が、与一ヶ浦港の栈橋に衝突した。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、安全管理規程等の遵守、今般の事故再発防止策の策定を含む重大な事故等に対する確実な対応について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第18条及び第19条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、安全管理規程及び各港内の操船方法について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第18条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第19条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
5. 船長は、安全管理規程第37条に基づき、離岸後着岸するまでの間、規定されている者以外の旅客が車両区域に立ち入ることを禁止する措置を講ずること。加えて、船内車両誘導係員は、作業基準第10条に基づき、車両の積付けの際、運転者に対して、下車させ、車両区域内にとどまらないよう指示し、また、船内作業指揮者は、作業基準第12条に基づき、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客が車両区域内に残留していないことを確認すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第40条及び作業基準第23条に基づき、各港の旅客待合所等において、旅客の遵守すべき事項等に関し、乗船待ちの旅客が視認できるよう掲示すること。
7. 船長は、安全管理規程第46条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡すること。連絡にあたっては、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。
8. 運航管理者は、安全管理規程第47条並びに第51条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに、運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。報告にあたっては、事故の状況について判明したものから逐次報告すること。
9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、運航管理員等に対し、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図ること。
10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第55条に基づき、経

営トップの支援を得て関係者とともに、年1回以上、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的な事故処理に関する訓練を実施すること。

11. 運航管理者は、安全管理規程第56条に基づき、実施した安全教育及び事故処理に関する訓練の概要を記録簿に記録すること。
12. 内部監査を行う者（安全統括管理者及び運航管理者等）は、安全管理規程第57条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。
13. 運航管理者は、地震防災対策基準第18条に基づき、貴社単独で又は関係機関若しくは関係事業者と共同して、地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。

事案4 旅客船が寄港地を抜港し、旅客を乗船させなかった事案

事業者 : 佐伯市（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和5年5月29日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和4年11月16日、大分県佐伯市の一般旅客定期航路「蒲江～深島航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「えばあぐりいん」（18トン）が、同月13日に、寄港地である屋形島漁港に寄港せず、旅客を乗船させなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第51条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等についての理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
2. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を構築すること。
3. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画を作成する場

- 合は、使用船舶の性能、使用港の港勢等及び作業基準第4章に定める乗下船作業に必要な時間について、その安全性を検討すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第31条及び運航基準第5条に基づき、船長と協議して、正しい各変針点間の距離及び所要時間が記載された運航基準図を作成すること。
 7. 船長は、安全管理規程第37条に基づき、船内巡視実施要領に従い乗組員に旅客室等を巡視させ、旅客が遵守すべき事項の遵守状況及び異常の有無を確認すること。
 8. 運航管理者又は運航管理補助者は、安全管理規程第38条及び作業基準第9条に基づき、屋形島漁港及び深島漁港において、乗船待ちの旅客に対して、旅客の遵守事項を掲示等により周知すること。
 9. 運航管理者は、安全管理規程第42条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて、屋形島漁港及び深島漁港の係留施設等についても点検し、記録すること。なお、同点検簿には、確認者を記載すること。
 10. 船長は、運航基準第11条に基づき、着岸にあたっては、棧橋又は防波堤手前300mにおいて、機関後進により一旦惰行を止めてから、舵等の点検を実施後、微速により衝撃のないよう緩やかに着岸すること。
 11. 経営トップは、7.にかかる船内巡視実施方法について、安全管理規程第20条に基づき、関係者の意見を参考のうえ、実情を踏まえた手順となるよう安全管理規程の見直しを行い、速やかに九州運輸局へ届け出ること。

事案5 旅客船が岩礁に乗り揚げた事故

事業者 : 島前町村組合（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和5年7月13日
所管局 : 中国運輸局

【概要】

令和5年1月21日18時頃、島根県隠岐郡の一般旅客定期航路「来居～別府航路」において、乗組員2名、乗客7名を乗せた旅客船「いそかぜ」（19トン）が、島根県隠岐郡海士町西ノ島沖を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、岩礁に乗り揚げた。乗客3名が負傷（唇の裂傷等）した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第16条及び第17条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事故の再発防止のため、同規程第49条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程及び関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第52条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第16条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を組合等へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

3. 運航管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。また、船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
4. 配乗計画を作成等する場合は、安全管理規程第 22 条に基づき、運航管理者による安全性の検討及び安全上の同意を得て、組合が決定すること。
5. 船長は、安全管理規程第 30 条に基づき、発航前検査を終え出航するとき及び入港したとき等の場合には、必ず運航管理者に連絡すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 36 条及び作業基準第 12 条に基づき、乗船待ちの旅客に対して、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項について、旅客待合所又は発着場所に掲示等により周知徹底を図ること。
7. 安全統括管理者、運航管理者及び船長は、安全管理規程第 49 条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第 52 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
8. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 51 条に基づき、管理者の支援を得て事故処理に関する訓練を計画し、年 1 回以上実施するとともに、運航管理者は、同規程第 52 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
9. 内部監査を行う者は、安全管理規程第 53 条に基づき、年 1 回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を行うとともに、その内容を記録すること。
10. 安全統括管理者は、安全管理規程第 55 条第 4 項に基づき、安全管理規程を外部に公表すること。

事例 6 事業者が必要な事業変更の届出をせずに運航していた事案

事業者 : Akita OW Service株式会社(人の運送をする不定期航路事業)
発出年月日 : 令和 5 年 9 月 20 日
所管局 : 東北運輸局

【概要】

令和 5 年 6 月 28 日、秋田県能代市の人の運送をする不定期航路「能代港洋上風力発電設備通船航路、秋田港洋上風力発電設備通船航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、海上運送法に基づく事業の変更届出をせずに航路を変更し、運航していたこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するため、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守を

- 社内へ徹底し、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
 4. 船長は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第10条に基づき、運航・作業基準に定める地点に達したときは、運航管理者又は運航管理補助者に地点名等の事項を連絡すること。
 5. 船長は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第11条に基づき、入港30分前となったときに、運航管理者又は運航管理補助者に入港予定時刻等の事項を連絡すること。
 6. 船長と運航管理者又は運航管理補助者は、安全管理規程第30条及び運航・作業基準第12条に基づき、運航・作業基準に定める方法により連絡を行うこと。
 7. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て事故処理に関する訓練を年1回以上実施するとともに、運航管理者は、同規程第55条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
 8. 運航管理者は関係者に対し、地震防災対策基準第18条に定める地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施し、その概要を記録簿に記録すること。
 9. 経営トップは、安全管理規程第20条に基づき、安全管理規程（各基準を含む）について関係の責任者の意見を参考とした上で見直しを検討し、変更を決定した場合は速やかに東北運輸局へ届け出ること。

事案7 旅客船において、運航中止基準にかかる情報等を記録していない事案

事業者 : 有限会社北欧産業（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和5年9月25日
所管局 : 北海道運輸局

【概要】

令和5年5月18日、北海道小樽市の人の運送をする不定期航路事業「小樽海岸クルーズ航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、気象・海象等の運航中止基準にかかる情報や安全教育及び事故処理訓練の概要等が記録されていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第28条に基づき、運航中止基準にかかる情報を記録すること。
2. 運航管理者又は運航管理補助者は、安全管理規程第37条及び作業基準第9条に基づき、旅客待合所又は発着場に旅客の遵守事項を掲示すること。
3. 船長は、安全管理規程第37条及び作業基準第10条に基づき、船内の見やすい場所に旅客の遵守事項を掲示すること。

4. 運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、実施した安全教育や事故処理に関する訓練の概要を記録すること。
5. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）及び運航基準図を船舶、事務所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けること。
6. 船長は、運航基準第8条に基づき、速力基準表を船橋内の操作する位置から見やすい場所に掲示すること。

事案8 鵜飼観覧船が中州に乗り揚げた事故及び運航の可否判断が適切に行われていない事案

事業者 : 岐阜市（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和5年10月12日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和5年8月19日午後8時頃、岐阜県岐阜市の旅客不定期航路「岐阜市観覧船航路」において、旅客船「篝火丸」（5トン未満、乗員2名、乗客17名）、「絆丸」（5トン未満、乗員2名、乗客10名）、「秋雲丸」（5トン未満、乗員2名、乗客9名）が、急な突風を伴う豪雨により下流に流され、篝火丸が中州に乗り揚げた。篝火丸の乗客2名が負傷（打撲）した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を全従業員へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、観覧船の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
3. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第50条に基づき、関係法令及び安全管理規程について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
4. 船長は、安全管理規程第25条および運航基準第3条、第4条に基づき、気象・水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。また、発航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難と認めるときは、運航管理者と協議を行うこと。
5. 運航管理者は、安全管理規程第29条に基づき、気象・水象に関する情報、その他航行の安全の確保のために必要な事項を把握し、必要に応じて船長に連絡すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第45条および事故処理基準第7条に基づ

き、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講じること。

事案 9 海上運送法に基づく事業として人の運送をする遊漁船兼釣船が岩場に乗り揚げた事故

事業者 : 久原 守仁（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 5 年 1 0 月 2 6 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 5 年 3 月 1 日午前 9 時頃、鹿児島県大島郡瀬戸内町の人運送をする不定期航路「古仁屋～生間航路」において、乗組員 1 名、乗客 5 名を乗せた遊漁船兼釣船「源丸」（9. 1 トン）が、同町生間港沖を航行中、見張りを適切に行っていなかったため、岩場に乗り揚げた。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 2 2 条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、関係法令に沿って必要な乗組員が確保されているか等について、その安全性を検討すること。
4. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 2 8 条に基づき、運航の可否判断等を記録すること。
5. 船長は、安全管理規程第 4 0 条に基づき、船舶点検簿に基づいて、毎日 1 回以上点検を実施し、記録すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第 4 1 条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて、毎日 1 回以上古仁屋港や生間港等の係留施設等の点検を実施し、記録すること。
7. 船長は、安全管理規程第 4 3 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、自船に事故が発生したときは、速やかに海上保安官署等に連絡すること。
8. 運航管理者は、安全管理規程第 4 8 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めること。
9. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 5 0 条に基づき、運航管理補助者に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施するとともに、運航管理者は、同規程第 5 2 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 5 1 条に基づき、年

- 1 回以上、事故を想定した事故処理に関する訓練を実施するとともに、運航管理者は、同規程第 5 2 条に基づき、その概要を記録簿等に記録すること。
11. 安全統括管理者は、安全管理規程第 5 5 条に基づき、安全管理規程など、輸送の安全にかかわる情報を船内掲示等の適宜の方法により公表すること。
 12. 船長は、作業基準 1 1 条及び事故処理基準第 6 条に定める利用者の安全確保及び二次災害並びに被害拡大防止対策として、救助を求めるべき事態が発生した場合、旅客に救命胴衣を着用させること。
 13. 安全統括管理者及び運航管理者は、非常連絡表に記載の連絡先を定期的に確認し、常時連絡ができる体制を構築すること。
また、経営トップは、安全管理規程第 2 0 条に基づき、安全管理規程（非常連絡表を含む）について関係の責任者の意見を参考とした上で見直しを検討し、変更を決定した場合は速やかに九州運輸局に届け出ること。

事案 1 0 旅客船が棧橋に接触した事故

事業者 : 安田産業汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和 5 年 1 2 月 2 5 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 4 年 1 0 月 3 0 日午後 6 時頃、福岡県福岡市の一般旅客定期航路「百道～海の中道航路」において、乗組員 1 名（乗客なし）を乗せた旅客船「マリンライナー 2」（1 9 トン）が、博多ふ頭棧橋着棧時に突風により船体があおられ、棧橋に接触した。乗組員に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程に違反した事実に対する再発防止を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、輸送の安全を確保するために、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 1 7 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 1 8 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
4. 運航管理者は、配乗計画の作成・変更にあたり、安全管理規程第 2 3 条に基づき、その安性を検討すること。また、配乗計画の原案の作成、同意、決定に至るまでの手順について、安全管理規程に明記すること。
5. 船長は、安全管理規程第 3 1 条第 1 項及び、事故処理基準第 6 条に基づき自船に事故が発生したときは、運航管理者に連絡するとともに、適切

- に損傷状況を把握すること。また、運航管理者は、事故処理基準第2条に沿って「事故」に該当するか、その適否を適切に判断すること。
6. 船長は、安全管理規程第42条第2項に基づき、自船の異常を発見したときは、記録を取るとともに運航管理者に報告し、修復整備の措置を講じること。
 7. 船長は、安全管理規程第45条第1項及び事故処理基準第4条第1項に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡し、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。
 8. 運航管理者は、安全管理規程第46条、第50条及び事故処理基準第4条第3項に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに、運輸局、海上保安官署及びその他関係機関等にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めること。なお、報告にあたっては速報を旨とし、判明したものから逐次報告すること。
 9. 安全統括管理者は、安全管理規程第47条に基づき、事故の発生を知ったときは、事故処理基準に基づいた必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報すること。
 10. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第52条に基づき、運航管理員及び乗組員に対し、安全管理規程の内容及び、その他輸送の安全を確保するための具体的な安全教育を実施し、その周知徹底を図ること。また、教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。

事案 1 1 旅客船が船舶安全法に基づく臨時検査を受検せずに運航していた事案

事業者 : 瀬川汽船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年1月16日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和5年9月13日、長崎県西海市の一般旅客定期航路「川内～佐世保航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「さいかい」（19トン）が、推進器の不具合に伴うプロペラ交換等の修理を行った後、船舶安全法に基づく臨時検査の受検義務が生じていたにもかかわらず、未受検の状態で航行の用に供していたこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理その他

- 船舶による輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
4. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、年1回以上、事故処理に関する訓練を実施するとともに、運航管理者は、同規程第53条に基づき、その概要を記録簿等に記録すること。
 5. 内部監査を行う者は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。

事案12 旅客船において、乗下船する旅客の誘導を行う船内作業員が配置されていない事案

事業者 : 西尾市（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年1月30日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和5年12月8日、愛知県西尾市の一般旅客定期航路「一色～佐久島航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船への乗船時、船舶上における旅客の誘導が行われていなかったこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、関係法令の遵守と安全最優先の原則を各取扱所等内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、運航の管理その他輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
3. 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を実施し、その周知徹底を図ること。
4. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めること。
5. 船長は、船内作業員を指揮して船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施すること。

事案13 交通船兼作業船が消波ブロックに接触した事故

事業者 : 株式会社商船三井内航（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 3 月 7 日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和 5 年 9 月 1 日午後 4 時頃、北海道石狩市の人の運送をする不定期航路「樽川埠頭～北防波堤南端西側航路」において、乗組員 2 名、乗客 6 名を乗せた交通船兼作業船「K A Z E H A Y A」（113 トン）が、北海道石狩湾新港外北防波堤において、見張りを適切に行っていなかったため、消波ブロックに接触した。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第 4 条及び 5 条に基づき、その責務を的確に果たすべく、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、主体的に関与すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 15 条に基づき、船舶が運航している間は、原則として本社において勤務する等、その職務に専念できる状況に身を置くこと。
4. 運航管理者は、安全管理規定第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図るとともに、運航管理者代行、副運航管理者及び運航管理補助者を指揮監督する等、運航の管理に関する統括責任者としての責任を自覚し、その職務を全うすること。

事案 14 旅客船が航行中にエンジンから出火し、航行不能となった事故

事業者 : 薩摩川内市（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 3 月 19 日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和 5 年 8 月 18 日午後 2 時頃、鹿児島県薩摩川内市の旅客不定期航路「甕島西海岸周遊観光航路」において、乗組員 2 名、乗客 9 名を乗せた旅客船「かのこ」（19 トン）が、同市中甕島黒瀬沖を航行中、本船の左舷エンジンから出火し、航行不能となった。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

2. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
3. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第51条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等の理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
4. 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然発生的性質等について、その安全性を検討すること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員が適切に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか等について、その安全性を検討すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。
7. 内部監査を行う者は、安全管理規程第52条に基づき、船舶事業管理者の支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。

事案15 事業者が必要な事業変更の届出をせずに運航していた事案

事業者 : 大塚 道夫（人の運送をする不定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年3月21日
所管局 : 関東運輸局

【概要】

令和5年10月10日、千葉県香取市の人の運送をする不定期航路「上大橋船着場～四季の花壇航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、海上運送法に基づく事業の変更届出をせずに使用船舶を変更して運航していたこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第15条に基づき、安全管理規程等の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底させること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第16条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
3. 船長は、安全管理規程第29条に基づき、長時間の航行をする場合は、発航前点検についても出航前1回のみではなく、旅客が乗船していないタイミングで燃料残量等も含めた点検を定期的の実施する等、点検の確実な実施を徹底すること。

4. 安全統括管理者等は、安全管理規程第33条に基づきアルコール検知器の導入及び測定結果の数値記録を行い、併せて安全管理規程の変更（アルコール検知器による測定内容の追記）を行うこと。
5. 運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、教育訓練を実施した場合には、都度、内容等の記録を行うこと。
6. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第48条に基づき、船舶に安全管理規程及び運航基準図を備置すること。
7. 船長は、作業基準第14条に基づき、旅客が乗船する際には12歳未満の子供が救命胴衣を確実に着用しているか確認した上で、運航すること。

事案 16 旅客船が船舶安全法に基づく臨時検査を受検せずに運航していた事案

事業者 : 小値賀町（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年3月26日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和5年12月14日、長崎県北松浦郡小値賀町の一般旅客定期航路「笛吹～大島・野崎航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、旅客船「はまゆう」（19トン）が、同年9月11日及び11月10日に、推進器の不具合に伴うプロペラ等の修理を行った後、船舶安全法に基づく臨時検査の受検義務が生じていたにもかかわらず、未受検の状態で航行の用に供していたこと等を確認した。

【指導内容】

1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全の確保のため、関係法令及び安全管理規程等の遵守について主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理その他船舶による輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめ、海事法令及び安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
4. 船長は、安全管理規程第43条及び事故処理基準第4条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡し、措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行うこと。
5. 運航管理者は、安全管理規程第44条並びに第48条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに、運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し、助言を求めること。なお、報告にあたっては、事故の状況について判明したもの

- から逐次報告すること。
6. 運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、実施した事故処理に関する訓練及び安全教育の概要等について記録簿に記録すること。
 7. 内部監査を行う者は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。

事案17 旅客船が基準経路を逸脱し、海苔網に乗り揚げた事故

事業者 : 鳥羽市（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年3月27日
所管局 : 中部運輸局

【概要】

令和6年1月20日午後7時頃、三重県鳥羽市の一般旅客定期航路「鳥羽～神島航路」において、乗組員3名、乗客8名を乗せた旅客船「かがやき」（74トン）が、菅島沖を航行中、基準経路から逸脱して航行し、海苔網に乗り揚げた。乗客等に怪我は無かった。

【指導内容】

1. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第16条及び第17条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第48条に基づき、課内に対し、安全管理規程、関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
2. 安全統括管理者は、安全管理規程第16条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を課内へ改めて徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶の運航の管理その他輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図り、また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ることを確実に遵守できるよう、具体的な改善策を講じること。
4. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第48条に基づき、乗組員に対して、安全管理規程、船員法、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について具体的な安全教育を定期的に実施すること。特に海苔網等の危険（注意）箇所を記した運航基準図の別図を都度更新し、その内容について船員に周知、教育を行うこと。また、航海計器による船位確認等、見張りの徹底について、安全教育を行う等、同様の事故が起きないように、安全対策の風化防止を図ること。
5. 運航基準第7条に基づき、船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議し、

運航管理者は協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えること、並びに、船長及び運航管理者が基準経路の変更等に関して協議を行った場合は、同基準第 11 条に基づき、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に記録することについて、必要な周知、教育を行う等の再発防止策を講じること。

事案 18 旅客船の安全統括管理者及び運航管理者の選任届出がされていない事案

事業者 : 株式会社マリン観光開発（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 3 月 27 日
所管局 : 内閣府沖縄総合事務局

【概要】

令和 4 年 6 月 2 日、沖縄県那覇市の旅客不定期航路「那覇泊ふ頭を起終点とする慶良間諸島周辺海域周遊航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、選任されている安全統括管理者及び運航管理者の選任届出がされていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者又は運航管理者を解任又は選任した場合は、海上運送法に基づき、直ちに解任及び選任の届出を行うこと。
2. 経営トップは、安全管理規程第 4 条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知することについて主体的に関与すること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第 48 条に基づき、安全教育及び事故処理に関する訓練を実施したときは、その概要を記録簿に記録すること。

事案 19 旅客船の安全統括管理者及び運航管理者の選任届出がされていない事案

事業者 : 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和 6 年 3 月 27 日
所管局 : 内閣府沖縄総合事務局

【概要】

令和 4 年 6 月 2 日、沖縄県那覇市の旅客不定期航路「ブセナ海中公園沿岸航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、選任されている安全統括管理者及び運航管理者の選任届出がされていないこと等を確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者又は運航管理者を解任又は選任した場合は、海上運送法に基づき、直ちに解任及び選任の届出を行うこと。
2. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知することについて主体的に関与すること。
3. 運航管理者は、安全管理規程第53条に基づき、安全教育及び事故処理に関する訓練を実施したときは、その概要を記録簿に記録すること。

事案20 旅客船の安全統括管理者及び運航管理者の選任届出がされていない事案

事業者 : 東村ふるさと振興株式会社（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年3月27日
所管局 : 内閣府沖縄総合事務局

【概要】

令和4年7月25日、沖縄県東村の旅客不定期航路「福上湖内周遊航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、選任されている安全統括管理者及び運航管理者の選任届出がされていないことを確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者又は運航管理者を解任又は選任した場合は、海上運送法に基づき、直ちに解任及び選任の届出を行うこと。
2. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知することについて主体的に関与すること。

事案21 旅客船の安全統括管理者及び運航管理者の選任届出がされていない事案

事業者 : 株式会社宮古島東急ホテル&リゾート（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年3月27日
所管局 : 内閣府沖縄総合事務局

【概要】

令和4年7月28日、沖縄県宮古島市の旅客不定期航路「与那覇沖遊覧航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、選任されている安全統括管理者及び運航管理者の選任届出がされていないことを確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者又は運航管理者を解任又は選任した場合は、海上運送法

- に基づき、直ちに解任及び選任の届出を行うこと。
2. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知することについて主体的に関与すること。

事案22 旅客船の運航管理者の選任届出がされていない事案

事業者 : 合資会社浦内川観光（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年3月27日
所管局 : 内閣府沖縄総合事務局

【概要】

令和4年7月29日、沖縄県八重山郡竹富町の旅客不定期航路「浦内川河口～軍艦岩航路」において、海上運送法に基づく監査を実施したところ、選任されている運航管理者の選任届出がされていないことを確認した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者又は運航管理者を解任又は選任した場合は、海上運送法に基づき、直ちに解任及び選任の届出を行うこと。
2. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知することについて主体的に関与すること。

事案23 旅客船が浸水し、航行不能となった事故

事業者 : 九州郵船株式会社（一般旅客定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年3月28日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和5年12月12日午前8時頃、福岡県福岡市博多区の一般旅客定期航路「博多～壱岐～対馬航路」において、乗組員5名、乗客47名を乗せた旅客船「ヴィーナス2」（163トン）が、魚釣埼沖を航行中、急な高波が発生し、船体が波の谷間に落ちたことが原因で、1階客室前方にあるストラット点検口より海水が船内に流入し、本船機関が一時停止した結果、航行不能となった。乗客6名が負傷（頸部捻挫等）した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸

- 送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
3. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第51条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等についての理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
 4. 運航管理者及び船長は、安全管理規程第29条及び運航基準第5条の2に基づき、運航中止基準に係る情報、運航の可否判断並びに運航中止の措置について確実に記録すること。
 5. 運航管理者は安全管理規程第30条に基づき、運航日当日において、気象・海象に関する情報を必ず把握した上、必要に応じ船長へ連絡すること。
 6. 船長は、安全管理規程第41条に基づき、船舶の点検中に異常を発見したとき又はメンテナンスチームから船舶の異常に関する情報を受けた時には、直ちに運航管理者へ異常のある箇所、及びその状況並びにそれに対して講じた措置等について報告すること。また、メンテナンスチームは、船舶に対して講じた措置について、船長、運航管理者への情報共有を徹底すること。

事案24 旅客船が堤防に衝突した事故

事業者 : 宿輪 良雄（旅客不定期航路事業）
発出年月日 : 令和6年3月28日
所管局 : 九州運輸局

【概要】

令和5年1月4日午後8時頃、長崎県五島市の旅客不定期航路「奈留五島一円航路」において、乗組員1名、乗客4名を乗せた旅客船「五島（3号）」（9.7トン）が、五島市福江港へ入港後、港内徐行中に堤防に衝突した。乗客4名が負傷（頸部捻挫等）した。

【指導内容】

1. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
2. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
3. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第49条に基づき、運航管理補助者等に対し、関係法令、安全管理規程及びその他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項として、特に航海中の航海機器の適切な使用方法について、理解し

やすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第 5 1 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。

4. 運航管理者は、安全管理規程第 4 0 条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて、毎日 1 回以上、各港の係留施設等の点検を実施し、記録すること。
5. 運航管理者は、安全管理規程第 4 7 条及び事故処理基準第 4 条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めること。
6. 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 4 9 条に基づき、運航管理補助者等に対し、関係法令、安全管理規程及びその他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的 to 実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第 5 1 条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。
7. 安全統括管理者は、安全管理規程第 5 3 条に基づき、安全管理規程など、輸送の安全にかかわる情報を船内掲示等の適宜の方法により公表すること。